

経理・人事部門の基本有用情報

社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 定額減税の実務

1人当たり4万円（所得税3万円、住民税1万円）の定額減税の実施などを盛り込んだ2024年度の税制改正関連法が、参議院本会議で可決・成立しました。企業には6月以降、定額減税への対応が求められます。ここでは給与・賞与に係る実務（月次減税事務）についてまとめます。

Step1. 対象者の確認

まずは以下に当てはまる対象者を確認します。

- ① 2024年6月1日時点で在籍している税区分が甲欄の従業員、かつ
- ② 2024年の所得が1,805万円以下（給与所得のみの場合収入2,000万円以下の従業員）

* 月次減税事務では2024年の所得は勘案しないため、所得が1,805万円を超えると見込まれる従業員に対しても月次減税事務を行います。従って、①に該当する従業員を確認します。

Step2. 同一生計配偶者と被扶養者の確認

同一生計配偶者と被扶養者の減税額も含めて控除を行うため、Step1.で確認した対象者について、下記人数の合計を確認します。年末調整の控除対象とは要件が異なるので注意が必要です。

同一生計配偶者・扶養親族：国内に居住し従業員と生計を一にする合計所得48万円以下の配偶者・扶養親族（16歳未満も含む）

扶養控除申告書等により人数を確認しますが、申告書に記載がない場合でも「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出することで人数に含めることができます。

Step3. 月次減税額（給与や賞与に対する源泉徴収税額から控除する定額減税額）の算出

各人の月次減税額を以下の通り算出します。

本人分30,000円 + 同一生計配偶者と被扶養者の人数 × 30,000円

Step4. 月次減税額の控除

Step3.で算出した金額を、2024年6月以降最初に支払う給与または賞与に係る所得税額から控除します。控除しきれない場合は、次回以降に支払う給与または賞与に係る所得税額から、控除しきれない金額が無くなるまで控除を繰り返します。

* 各人別の月次減税額や各月の控除額を管理できる「各人別控除実績簿」が国税庁HPで公開されています(出典：国税庁、<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/index.htm>, 2024年4月30日取得)。

Step5. 給与明細への控除額の記載

控除を行った場合、給与明細に月次減税額のうち実際に控除した金額を記載します。新しく項目を作ることが難しい場合、余白に記載するだけでも良いとされています。

Step6. 所得税の納付

所得税を納付する際、納付書には月次減税額を控除した後の源泉徴収すべき金額を、「俸給・給料等」、「賞与（役員を除く）」、「役員賞与」のうち該当する項目の「税額欄」に記載します。控除により納付すべき税額がなくなった場合も、納付書の各項目に記入して税務署に提出します。

もう少し補足！

住民税については、市区町村が計算した定額減税額を控除した後の金額を、令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて徴収します。ただし定額減税対象外の従業員については従来通り令和6年6月から令和7年5月までの12回に分けて徴収します。